

内容を十分にお読みください！

ＬＰガス販売に関する重要なお知らせ

この書面は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(以下「液化石油ガス法」といいます。)第 14 条及び同法施行規則第 13 条に規定する事項に、「特定商取引に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律」に規定する事項を盛り込んだ事項を通知するために交付しますので、十分に熟読のうえ、大切に保管をお願いいたします。

なお、本書面には質量販売に関する取引の事項は含みません。

1. 液化石油ガスの種類

お届けする液化石油ガス(以下「ＬＰガス」といいます。)の種類は「い号」ＬＰガスです。

2. ｬＰガスの引渡・供給の方法

(1) ｬＰガスを充てんした容器等(容器、バルク貯槽、バルク容器)を、ガス切れの生じないように計画した配送日に、又はご注文のあった都度、速やかに配達し、供給設備又は配管等に接続してＬＰガスを供給します(バルク供給の場合は、バルクローリーで計画的に充てんします。)

(2) ガスメータによる販売の場合は、ガスメータの出口をもって引渡し箇所とします。

3. ｬＰガスの計量の方法、料金とその支払い方法

計量法に基づきガスメータに表示されるガス通過量を、毎月又は定期的に検針してご使用量をお知らせします。

ｬＰガス料金は、「基本料金」と「従量料金」からなる別途交付の「**ｬＰガス料金表**」に基づき計算された額を請求します。一定期間までに所定の方法(口座自動振替、振込、現金払等)により、お支払いいただきます。なお、お支払いが滞る場合には、ガスの供給を止めさせていただく場合がございます。

基本料金は、容器等・調整器・ガスメータ等供給の設備費用及び保安関係費用など固定経費に充当されるもので、ｬＰガスを使用しなくても毎月定額でお支払いいただく料金です。

従量料金は、基本料金を除く原料費・配送費用などの販売経費等に充当されるもので、ｬＰガスの使用量に基づいてお支払いいただく料金です。

また、ｬＰガスメータ出口から燃焼機器までの消費設備を当社(店)が所有し、お客様にお貸ししている場合には、別途**貸付設備料金**をお支払いいただきます。

なお、料金について、その後当社(店)が値上げ又は値下げを実施する場合には、事前に変更される「**ｬＰガス料金表**」を交付することとします。

緊急時の連絡先電話番号	連絡先名称	連絡先所在地

4. 供給設備及び消費設備の管理の方法

(1) お客様の保安責任

お客様には、ガスメータ出口から燃焼機器等までの消費設備について、善良な管理者の注意をもって日頃の安全維持管理をお願いいたします。

具体的には、お客様がLPガスをご使用になる場合は、当社(店)が別にお渡しする「周知文書」記載の保安に関する注意事項を遵守されるようお願いいたします。

この、周知文書記載の注意事項を守らずに生じた事故・災害の責任は、原則としてお客様に帰することとなりますので、ご注意ください。

(2) 当社(店)の保安責任

当社(店)又は当社(店)の委託した保安機関は、容器等からガスメータ出口までの供給設備の定期点検を行い、その維持管理について責任を負います。

(3) その他のお願い

お客様の敷地内にある供給設備について、当社(店)又は当社(店)の委託した保安関係機関以外の者によって、みだりに変更等を加えられないようご注意ください。

もし、このような第三者による供給設備の変更・損壊・移動等の事態が発生した場合には、当社(店)まで速やかにご連絡下さるようお願いいたします。

5. LPガス設備の点検・調査等の保安業務の実施者とその責任等

(1) 保安業務の実施者

LPガス設備の点検・調査のうち、液化石油ガス法に基づくガスメータの出口までの供給設備の点検とガスメータ出口から燃焼機器までの消費設備の調査及び周知、緊急時対応、緊急時連絡の保安業務は、当社(店)又は当社(店)が委託する認定保安機関が、本書6ページ「LPガス保安業務」により行います。

(2) 保安業務の実施に関する責任等

前記(1)の保安業務の実施に関しては、当該保安業務を実施した当社(店)又は当社(店)が委託する保安機関が責任をもって実施します。

なお、LPガス事故等が発生した場合において、個別調査の結果、当社(店)に起因する事故等と判明した場合は、当該事故等は責任をもって対応します。

(3) LPガス設備の点検・調査に関する保安業務を実施するに際して、お客様が3回訪問しても不在の場合は、不在連絡票(連絡用ハガキ)を発行しますので、調査点検希望日の連絡をお願いいたします。指定された日時に訪問してもご不在の場合は、お客様の設備の技術基準等の適合の有無の確認が取れませんので、お客様自身が責任をもって管理・使用されますようお願いいたします。

(4) 点検調査結果は文書をもってお知らせします。その結果お客様の消費設備が、経済産業省令の技術上の基準に適合していない場合は、改善が必要です。速やかな改善をお願いいたします。改善しない場合は、災害発生の恐れがありますので、LPガスの供給を停止する場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

(5) 保安業務の点検調査を拒否されたり、お客様が改善を講じなかったために起こった災害などによる損害又はLPガス供給停止による損害は、お客様の責任となり、当社(店)又は当社(店)の委託した保安機関は責任を負いかねますので、ご理解をお願いいたします。

6. 供給設備及び消費設備の所有関係とLPガス販売契約解除時の取扱い

(1) 供給設備の所有関係

お客様の敷地内等に設置してありますLPガス設備のうち、容器等からガスメータ出口までの供給設備については、本書面別添「LPガス設備確認書」のとおりで、当社(店)が所有権を有するものです。

(2) LPガス販売契約消滅後の供給設備の取扱い

お客様から当社(店)にLPガス販売契約の解約の申し出があった場合は、当社(店)は原則として1週間以内に供給設備を撤去することといたします。

なお、当社(店)以外の者が、供給設備、配管等を無断で取り外さないようご注意ください。取外しの必要がある場合は、事前に必ず当社(店)にご連絡をお願いいたします。

ただし、次の場合は、供給設備をお客様の敷地内等に引続き置かせていただくことがありますので、ご了承ください。

- ① お客様に設置されている供給設備が、他のお客様へもLPガス供給をしている場合(複数のご家庭に供給している場合・集合住宅等)
- ② 当該設備が業務用等の大規模設備であって、撤去に費用及び日時を要する場合
- ③ 撤去が著しく困難な場合や正当・合理的な理由がある場合(例えば、ガス代金などが未納であり、まだ清算がなされていない場合など)
- ④ 当該設備を引続き設置することについてお客様が同意した場合

(3) お客様の所有設備と当社(店)所有の貸与設備

ガスメータ出口から燃焼器までの消費設備のうち、本書面別添「LPガス設備確認書」の表に記載してある消費設備中の器具・設備については、お客様に貸付けてある当社(店)所有の設備でありますから、ご確認のうえご承知おきくださるようお願いいたします。

それ以外の消費設備は、お客様又はお客様のお住まいの家屋の所有者が所有権を有するものです。

(4) 設備の転貸・売却の禁止

当社(店)の所有の設備を利用して、他のLPガス販売店からLPガスの供給を受けることはできません。また、その設備をお客様が転貸・売却することもできませんのでご注意ください。

7. LPガス設備の費用負担

- (1) 供給設備に設置・変更・修繕・撤去等が発生した場合の費用は、その事情が当社(店)による場合は、当社(店)の負担とします。

また、お客様のご事情による当社(店)所有の供給設備の変更・修繕・撤去等に要する費用については、お客様にご負担していただきます。

ただし、複数のお客様に対して導管供給を行っている場合には、建物の構造上の制約や保安上の観点などにより、お客様の個別要請による他の業者への変更が難しい場合があります。

- (2) 消費設備に設置・変更・修繕等が発生した場合の費用は、お客様のご負担となります。

ただし、消費設備で当社(店)所有設備の貸付に関する事項は、本書面別添「LPガス設備確認書」によることとします。

8. L P ガス販売(供給)契約解除に伴う当社(店)所有設備の撤去等

本件書面交付に係るお客様と当社(店)とのL P ガス販売(供給)契約が解除されたときは、当該設備を撤去しますが、お客様が同設備の買取りを希望される場合には、本書面別添「L P ガス設備確認書」に記載されている「帳簿価格」で譲渡することとします。

9. 防災等についてのお願い

(1) 火災が発生した場合

火災が発生した場合は、直ちに容器バルブを閉め、消防署員など関係者に容器の位置を知らせ、当社(店)にもご連絡ください。

お客様の近くで火災が発生した場合も、同様に対処してください。

(2) 地震が発生した場合

地震が発生した場合は、あわてずに使用中の火を消し、揺れが収まった後に容器バルブを閉めてください。

なお、大きな地震が発生した場合は、ガス管やガス機器等からガス漏れの恐れがありますので、当社(店)又は当社(店)の委託した保安機関の点検を受けてからご使用ください。

(3) 水害の恐れがある場合

水害が発生、又は発生のおそれがある場合は、容器等、調整器、メータ、配管等が流されないようにしてください。また、流されるような恐れがある場合には、当社(店)にご連絡ください。

なお、水害によって、容器等、調整器、ガスメータ等が冠水した場合は、当社(店)または当社(店)の委託した保安機関の点検を受けてからご使用ください。

(4) お客様がご使用になる燃焼機器について

お客様が新たにL P ガス燃焼機器を購入して設置される場合には、当社(店)に必ずご連絡くださるようお願いいたします。

10. 緊急時の連絡先について

当社(店)又は当社(店)が委託した保安機関は、24時間緊急体制をとっていますので、ガス漏れやその恐れがある場合、災害(近隣火災等)の発生やその恐れがある場合などの緊急時には、直ちに本書面1ページ記載の連絡先に、お電話してください。

11. 個人情報の取扱いについて

L P ガス供給の申込みの受付、工事、保安点検の際、ガス機器販売等の機会などの際、お客様の個人情報(氏名、住所、電話番号、振替口座番号、ガス機器種類等)のご提供を受けますが、これらの個人情報は、次の目的に利用させていただきますのでご理解をお願いいたします。

(1) L P ガスの供給(配送、検針・集金等)を行うために利用

(2) L P ガスの設備工事を行うために利用

(3) 液化石油ガス法に基づく、次のL P ガスの保安に関する業務を行うために利用

供給開始時点検・調査(L P ガスの供給を開始するときに設備の点検や調査を行います。)

容器等交換時等供給設備点検(容器等、調整器、バルブ、供給管などの外観点検を行います。)

定期供給設備点検・消費設備調査(L P ガス設備のガス漏れ試験、ガス器具や給排気設備の調査などを行います。)

周知(L P ガスの使用上の注意などを記載したパンフレットを定期的に配布します。)

緊急時対応(L P ガスに関する災害又は災害発生の恐れがあることの連絡を受けた場合には、迅速に出動し対処します。)

緊急時連絡(L P ガスに関する災害又は災害発生の恐れがある情報を受けた場合には、連絡・対応を行います。)

(4) 当社(店)または当社(店)が委託した保安機関の自主的な保安に関する業務の実施

(5) ガス機器、警報器等の販売、設置、修理・点検、アフターサービス

(6) 上記に関するサービス・製品等のお知らせ・案内、調査・データ分析その他、上記に付随する業務の実施

(7) また、業務を円滑に遂行するため、L P ガス容器等の配送会社、L P ガス設備の保安点検会社、L P ガス工事会社、口座振替先の金融機関、検針センター、情報処理会社等に業務の一部を委託することがあります。

このため、必要な範囲で委託先へ個人情報を提供することがあります。その際に、当社は委託先との間で個人情報の取扱いに関する適切な監督を行います。

当社が所有している情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止等のご希望がある場合は、当社までお知らせください。

L P ガス保安業務

液化石油ガス法第 14 条の書面の交付に関する保安業務について通知します。

1 . 保安業務の区分とその実施者

保安業務の区分	当社(店)	保安機関の名称・住所・電話番号
供給開始時点検・調査		
容器交換時等 供給設備点検		
定期供給設備点検		
定期消費設備調査		
周 知		
緊急時対応		
緊急時連絡		

2 . 保安業務の内容

保 安 業 務	内 容
供給開始時点検・調査 容器交換時等供給設備点検 定期供給設備点検 定期消費設備調査 周 知	<p>供給開始時に供給設備の点検と消費設備の調査を行います。</p> <p>容器交換時又はバルク(貯槽・容器)充てん時に供給設備の点検を行います。</p> <p>4年(設備によって6ヶ月、1年、2年)に1回以上供給設備の点検を行います。</p> <p>4年(地下室等は1年)に1回以上消費設備の調査を行います。</p> <p>2年(*1年)に1回以上LPガス使用に伴う保安に関する注意事項をお知らせします。</p> <p>*排気筒を設けた屋内設備の湯沸器と風呂釜で不完全燃焼防止装置又は立ち消え安全装置が付いていない場合及び開放式湯沸器は1年に1回以上実施します。</p>
緊急時対応	<p>LPガスに関する災害又は災害発生の恐れがあることの連絡を受けた場合には、迅速に出動し対処します。</p>
緊急時連絡	<p>LPガスに関する災害発生時又は災害の恐れがある情報を受けた場合には、連絡・対応を行います。</p>

クーリング・オフ適用

クーリング・オフ適用外

クーリング・オフのお知らせ

以下の「クーリング・オフのお知らせ」の対象のお客様は、L P ガス機器等の販売にあたって、「特定商取引法の訪問販売等に当たる場合のみ」適用させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

- 1 . お客様が、訪問販売及び電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日から 8 日を経過するまでは、書面(下図参照)により、無条件で申し込みの撤回を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力は、書面を発信したとき(郵便消印日付など)から発生します。ただし、現金取引(契約したその場で商品の引渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと)で、その代金が 3,000 円未満のときは、クーリング・オフはできません。
- 2 . この場合お客様は、
 - ① 損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。
 - ② すでに引渡された商品の引取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は当社(店)が負担します。
 - ③ すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
 - ④ 商品を使用若しくは消費し、又は権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。また、役務の提供を受けた又は施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。
 - ⑤ 役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求ができます。
- 3 . 上記クーリング・オフの行使を妨げるために、当社(店)が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社(店)からクーリング・オフ妨害の解消のための書面を交付しますので、その内容について説明を受けた日から 8 日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフすることができます。
- 4 . クーリング・オフの行使の方法

下図のように「ハガキ」等に必要事項をご記入のうえ、当社(店)宛てに郵送してください。

切手	郵便はがき	住所	契約日	平成	年	月	日
		販売株式会社	・ 販売店名				
		課御中	・ 販売店住所				
		ご住所	・ 電話番号				
		ご契約者名	・ 商品名・役務の種類				
		電話番号					
			右記日付の契約は解除します。				

- ① 上の参考例は「ハガキ」によるものですが、簡易書留が確実です。また、内容証明郵便、特定記録郵便、書留なども確実です。
- ② そのほか、記入するものとしては、商品等の金額、支払った金額(円)を至急ご返送ください。振込先、すでに受け取っている商品を早急に引取ってください。・・・などを記入します。

お客様コード

書面交付確認書

この書面は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第 14 条及び同法施行規則第 13 条に規定する事項に、「特定商取引に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律」に規定する事項を盛り込んだ事項を通知するために、下記の L P ガス販売店が交付しますので、十分に熟読・ご確認のうえ、受領欄に必要な事項のご記入をお願いいたします。

L P ガス販売の契約日 年 月 日

お客様氏名(名称)

住 所 電話番号

L P ガス販売店名

代表者名 担当者名

住 所 電話番号

本文書を受領しました。

年 月 日

お客様ご署名 印

(注)本書面は、契約期間中の保管をお願いいたします。

(お客様用 (LPガス販売店用))

LPガス設備確認書

当社(店)所有の設備一覧

LPガスメータまでの供給設備			LPガスメータ出口から燃焼機器までの消費設備				
設備器具名	規格	数量	設備器具名	規格	数量	設置年月	金額
ガス容器等			配管				
調整器			ガス栓				
高低圧ホース			ガスフレキ				
ガスメータ			低圧ホース				
供給管			ゴム管				
ガス放出防止器							
設備器具合計金額							円

- (1) 当社(店)所有の供給設備の維持管理に係る費用は、LPガス料金の基本料金に含まれます。
- (2) 月々の貸付設備料金(金利、維持管理費用を含む)をいただく場合は、同料金は_____円とし契約解除時まで継続します。
- (3) ガス容器等とは、容器、バルク貯槽、バルク容器をいいます。

貸付設備料金の算出方法

月間貸付設備料(月間償却額) = 設置時費用 × 法定償却率 ÷ 12

契約解除時の買取り価格の計算方式

帳簿価格(契約解除時買取価格) = 設置時費用 - (設置時費用 × 法定償却率 ÷ 12 × 経過月数)

注1; 上記の計算方法は、定額法であり、償却率は機器の耐用年数によります。

注2; 定率法やその他の方式により、帳簿価格を明示する場合は、別途お知らせします。

LPガス設備の所有・費用についてお客様と当社(店)との間で確認しました。

年 月 日

お客様ご署名

印

LPガス販売店

印

内容を十分にお読みください。

LPガス及び機器に関するご契約の内容

契約日 年 月 日

お名前 様 印 (電話番号) (金額 円)

住 所 ()

商品名、役務または権利の種類 ()

型 式 () 数 量 ()

商標または製造者名 ()

販売または提供価格 ()

商品の引渡時期、役務の提供時期、権利の移転時期 ()

本日の支払い分 (円) 支払回数 (回)

現金、 クレジット、 その他 ()

支払時期 年 月 日、 金額 (円)、 支払方法 (持参、集金、振込)

支払時期 年 月 日、 金額 (円)、 支払方法 (持参、集金、振込)

販売または役務提供事業者名、

法人にあっては代表者名 ()

住 所 ()

電話番号 () 担当者氏名 (印)

1. 本書面に記載した商品、役務又は権利以外の提供はありません。
2. 提供した商品、役務又は権利に不具合等が生じた場合において、個別調査の結果、当社(店)に起因することが判明した場合は、当社(店)が責任を持って対応します。

クーリング・オフのお知らせ

以下の「クーリング・オフのお知らせ」の対象のお客様は、LPガス機器等の販売にあたって、「特定商取引法の訪問販売等に当たる場合のみ」適用させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

1. お客様が、訪問販売及び電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面(下図参照)により、無条件で申し込みの撤回を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力は、書面を発信したとき(郵便消印日付など)から発生します。ただし、現金取引(契約したその場で商品の引渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと)で、その代金が3,000円未満のときは、クーリング・オフはできません。
2. この場合お客様は、
 - ① 損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。
 - ② すでに引渡された商品の引取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は当社(店)が負担します。
 - ③ すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
 - ④ 商品を使用若しくは消費し、又は権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。また、役務の提供を受けた又は施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。
 - ⑤ 役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求ができます。
3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社(店)が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、又は威迫したことにより、困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社(店)から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面を交付しますので、その内容について、説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフすることができます。

4. クーリング・オフの行使の方法

下図のように「ハガキ」等に必要事項をご記入のうえ、当社(店)宛てに郵送してください。

切手	郵便はがき
	住所
	販売株式会社
	課御中
	ご住所
	ご契約者名
	電話番号

契約日	平成 年 月 日
・販売店名	
・販売店住所	
・電話番号	
・商品名・役務の種類	

右記日付の契約は解除します。

- ① 上の参考例は「ハガキ」によるものですが、簡易書留が確実です。また、内容証明郵便、特定記録郵便、書留なども確実です。
- ② そのほか、記入するものとしては、商品等の金額、支払った金額(円)を至急ご返送ください。振込先、すでに受け取っている商品を早急に引取ってください。・・・などを記入します。